

中小企業事業主のみなさまへ

雇用維持に取り組む中小企業事業主を支援する

中小企業緊急雇用安定助成金 相談窓口をご利用ください

開設日時 平成21年5月1日(金)～7月10日(金)まで

5月 1日(金)・7日(木)・8日(金)・13日(水)・15日(金)・
20日(水)・22日(金)・27日(水)・29日(金)

6月 3日(水)・5日(金)・10日(水)・12日(金)・
17日(水)・19日(金)・24日(水)・26日(金)

7月 1日(水)・3日(金)・8日(水)・10日(金)

会場 岡崎商工会議所 会議室

相談内容 「中小企業緊急雇用安定助成金」の
活用方法、申請手続等について

お申込み **ご相談は無料です**

●あらかじめお電話にてご予約ください

お気軽に
お問合せ
ください

岡崎商工会議所 中小企業相談所 (担当: 柴田 浩志)

TEL 53-6500 FAX 57-2189

「中小企業緊急
雇用安定助成金」に
ついての詳細は
裏面をご覧ください



「中小企業緊急雇用安定助成金制度説明会」開催のご案内

- 日時 第1回 平成21年5月18日(月) 午後2時～4時 ※内容は同じです
第2回 // 6月8日(月) // ※終了後、個別相談も
行います
- 会場 岡崎商工会議所 中ホール(2階)
- 講師 (株)名南経営 社会保険労務士 今村 航氏
- 受講料 無 料
- お申込 お電話にてご連絡ください ※開催案内・受講申込書を折り返し送付致します

主催 / 岡崎商工会議所

中小企業緊急雇用安定助成金とは・・・

世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成するものです。

主な受給の要件

● 下記のいずれにも該当している必要があります

- 雇用保険の適用事業の中小企業事業主である

中小企業
事業主
とは…

【小売業(飲食業を含む)】…資本金5,000万円以下、または従業員50人以下

【卸売業】…資本金1億円以下、または従業員100人以下

【サービス業】…資本金5,000万円以下、または従業員100人以下

【その他の業種】…資本金3億円以下、または従業員300人以下

- 売上高又は生産量等の最近3ヶ月の月平均値が、その直前3ヶ月又は前年同期と比較して5%以上減少していること(ただし、前期決算等の経常利益が赤字であれば5%未満の減少でも可)
- それぞれ次のいずれにも該当する休業(従業員の全1日の休業、事業所全員一斉、従業員毎の1日未満の休業)、教育訓練、出向(3ヶ月以上1年以内)を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向労働者の賃金の一部を負担する事業主

※対象期間内(事業主が指定した日から1年間)に実施されるもので、労使間の協定によるもの

※事前に労働局またはハローワークに届け出たもの

※雇用保険の被保険者(雇用保険の被保険者としての期間は問いません)

※休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと

短時間休業…事業所単位で1時間ごと、労働者単位で1日ごと、労働者単位で1時間ごと

※教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと

※出向について、出向労働者の同意を得たものであること

助成額等について

- 助成額…休業手当または賃金相当額の4/5(上限:1人1日あたり**7,730円**)
教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日**6,000円**加算されます

※事業主が、派遣労働者を含む被保険者を解雇せず、被保険者の数を直前6ヶ月平均の80%以上維持した場合は**9/10**に引き上げられます

- 支給限度日数…3年間で**300日**(最初の1年間で**200日**を限度)

労働局またはハローワークへの事前届出が必要です

休業及び教育訓練を実施する場合には、「休業等実施計画(変更)届」及び「雇用調整実施事業所の事業活動及び雇用の状況に関する申出書」を、出向を実施する場合には、「出向実施計画(変更)届」及び「雇用調整実施事業所の事業活動及び雇用の状況に関する申出書」を提出し、支給対象となる事業主に該当することの確認を受け、支給の対象となる休業、教育訓練又は出向の内容について届け出ることになります。

事前の届出の行われなかった休業、教育訓練及び出向については、中小企業緊急雇用安定助成金の支給対象となりません。